平成21年度のウメ輪紋ウイルスに関する防除の概要

1. 防除の目的

ウメ輪紋ウイルスによる植物の病気(ウメ輪紋病)の発生が確認された地域において、感染植物及び感染のおそれがある植物を処分することにより、本ウイルスのまん延を防止し、早期根絶を図る。

2. 防除の方法

ウメ輪紋ウイルスの感染が確認された園地及びその周辺地域では、次のとおり、 まん延防止及び防除対策を実施する。

〔宿主植物の移動制限〕

感染が確認された園地では、当該ウイルスに感染するおそれがある植物 の移動を制限

(感染のおそれがある植物 (宿主植物))

サクラ属(ウメ、モモ、スモモ、アンズ、ネクタリン、オウトウなど)、セイヨウマユミ、ナガバクコ、ヨウシュイボタの生植物(苗、切り花、切り枝など)

ただし、種子、生果実を除く。

〔アブラムシ防除〕

感染が確認された園地及び隣接する園地において、アブラムシに有効な 農薬をアブラムシが増殖する時期となる春季及び秋季に計2回以上散布 [感染植物の処分]

______ 植物防疫官が感染を確認した植物及び感染のおそれがあると判断した植 物は、所有者の了解を得た上で速やかに処分

(処分の対象とする植物)

- (1)果樹生產園地
 - ① 感染植物が園地内に存在する宿主植物の10%以上の場合 園地内の宿主植物のすべてを処分する。
 - ② 感染植物が園地内に存在する宿主植物の10%未満の場合 園地内の宿主植物のうち、感染植物とその隣接する植物を処分 する。
- (2)公園、民家の庭、街路樹など 園地内の感染植物を処分する。
- (3) 苗生産園地、切り枝生産園地など 園地内の宿主植物のうち、植物防疫官がまん延を防止するため必 要と認める植物を処分する。

3. 防除の実績

ウメ輪紋ウイルスの感染が確認された園地及びその周辺地域では、次のとおり、 まん延防止及び防除対策を実施した。

〔宿主植物の移動制限〕

植物防疫官及び関係都道府県の担当官は、感染のおそれがある植物の移動制限を遵守させるため、当該園地の周辺住民や生産者等の関係者に対して必要な広報を実施するとともに、必要な取締りを実施

〔アブラムシ防除〕

植物防疫官及び関係都道府県の担当官は、感染植物の所有者及び管理者 に対し、適切に防除を講ずるように指導

〔感染植物の処分〕

植物防疫官及び関係都道府県の担当官の立ち会いにより、感染植物及び 感染のおそれがある植物の処分を実施(表)

4. その他

22年度も引き続き調査及び防除を実施

表 感染植物及び感染のおそれがある植物の処分実績(平成21年度)

			処 分	感 染	処 分
都道府県	市町村	園地の種別	園地数	植物数	植物数
HP XE // I // X	1,011,011	四,000 (至2)	(箇所)	(本)	(本)
東京都	青梅市	果樹生産園地	11	56	148
P14434 III		公園・庭木等	1	1	1
		苗生産園地等	4	0	48
		小 計	16	57	197
	あきる野市	果樹生產園地	69	272	663
		公園・庭木等	0	0	0
		苗生産園地等	4	0	43
		小 計	73	272	706
	八王子市	果樹生產園地	5	46	135
		公園・庭木等	0	0	0
		苗生産園地等	0	0	0
		小 計	5	46	135
	日の出町	果樹生産園地	6	11	37
		公園・庭木等	0	0	0
		苗生産園地等	0	0	0
		小 計	6	11	37
	奥多摩町	果樹生産園地	2	6	44
		公園・庭木等	0	0	0
		苗生産園地等	0	0	0
		小 計	2	6	44
茨城県	水戸市	果樹生產園地	0	0	0
		公園・庭木等	1	3	3
		苗生産園地等	1	0	1, 050
		小 計	2	3	1, 053
神奈川県	小田原市	果樹生產園地	0	0	0
		公園・庭木等	1	6	169
		苗生産園地等	0	0	0
		<u>小</u> 計	1	6	169
		果樹生產園地	93	391	1, 027
合	計	公園・庭木等	3	10	173
		苗生産園地等	9	0	1, 141
		小 計	105	401	2, 341